3　前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項の規定は、法第十六条の四第九項の規定による認可について準用する。

5　法第十三条の二第三項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第一号、第五号及び第六号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

第十一条第一項中「この条」の下に「及び次条第三項」を加え、同条第二項第二号中「相手方（以下この条」の下に「及び次条第三項」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「業務（以下この条」の下に「及び次条第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　銀行法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　長期信用銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）

二　長期信用銀行を子会社等とする外国銀行

三　長期信用銀行を子会社等とする長期信用銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四　長期信用銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（銀行法施行令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

3　長期信用銀行は、銀行法第八条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　長期信用銀行が外国長期信用銀行代理業者との間で委託契約を締結しようとする場合　次に掲げる書面

イ　理由書

ロ　外国長期信用銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ　長期信用銀行と外国長期信用銀行代理業者との間の資本関係を記載した書面

ニ　長期信用銀行と外国長期信用銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ　ニの規定による委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ　外国長期信用銀行が外国長期信用銀行代理業者との間で委託契約を終了しようとする場合　次に掲げる書面

イ　理由書

ロ　外国長期信用銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ　外国長期信用銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ　当該長期信用銀行及び外国長期信用銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面

第十二条の四の四を次のように改める。

（預金の受払事務の委託等）

第十二条の四の四　長期信用銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（長期信用銀行代理業者に長期信用銀行代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ　現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該長期信用銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が当該長期信用銀行と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二　当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。ヘにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該長期信用銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）における次に掲げる全ての措置

イ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が当該長期信用銀行と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（ニ及びヘにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ　カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、長期信用銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

第十二条の四の八中「する場合」の下に「（次項の規定により当該長期信用銀行の属する長期信用銀行持株会社グループ（法第十七条に規定する長期信用銀行持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する長期信用銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。）」を加え、同条第二号中「条」を「項」に、「確認すること等」を「確認すること」に、「改善させることその他の」を「改善させる等」に、「監督等」を「監督」に改め、同条第四号中「委託する等」を「委託することその他の」に、「生じること等」を「生じること」に改め、同条に次の一項を加える。

2　銀行法第十二条の二第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる長期信用銀行持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。